



世田谷区長

保坂展人様

答申第20号

令和7年8月1日

世田谷区公文書管理委員会

会長 野村 武司



令和6年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）（答申）

令和7年6月13日付諮問第20号で依頼のあった「令和6年度に作成した保存期間が1年未満である公文書の移管及び廃棄に関する意見聴取について（追加作成分）」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。